

<記入例> ※災害等やむを得ない事由の猶予
※「産前・育児休暇」や「求職活動中」等を申請する場合

千葉県保育料の一部貸付返還猶予申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県社会福祉協議会会長 様

貸付番号 H o r R 〇〇-HP-〇〇〇〇
 借受人 ※押印漏れ注意
 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 申請者 〇〇〇〇〇 (印)
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり、保育料の一部貸付の返還債務の履行猶予を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

	記	
返還猶予希望期間	開始年月 令和3年11月から	最長1年後 令和4年10月まで
返還猶予希望金額	貸付金が 324,000円の場合 → 324,000 円	
該当事項	1 県の区域内の従事先施設で、保育士業務に従事しているため ② 災害等やむを得ない事由により、返還が困難であるため	
説明	※1 産前・育児休暇取得の場合 → 「産前・育児休暇取得のため」 ※2 求職活動中の場合 → 「求職活動中のため」	

添付書類

2に該当する者 当該事実を証明する書類（罹災証明書、医師の診断書、母子手帳等）

※1 産前・育児休暇取得による猶予を申請する場合は、「業務従事届」
雇用形態が「パート・アルバイト」の方は、「従事日数内訳書」
も併せて提出してください。

また「母子手帳」（表紙のコピー）を併せて提出してください。

※2 「求職活動中」の場合は、「在職していた従事先より」最終勤務日
までを証明する「業務従事届」を取付の上、併せて提出してください。

なお、各猶予申請期間は、最長1年間となります。1年以上の申請を希望する場合は、事前に本会へ電話連絡の上、ご相談ください。